

中華人民共和國主席令 第九十號

中華人民共和國反外國制裁法

(2021 年 6 月 10 日第 13 回全國人民代表大會常務委員會第 29 回會議採決)

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/d4a714d5813c4ad2ac54a5f0f78a5270.shtml>

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/ea3e5a684a814ce387da94d505731c04.shtml>

中華人民共和國反外國制裁法	中華人民共和國反外國制裁法
第一條 為了維護國家主權、安全、發展利益，保護我國公民、組織的合法權益，根據憲法，制定本法。	第 1 條 國家的主權、安全、發展利益を維持し、我が国の公民、組織の合法的權益を保するために、憲法に基づき、本法を制定する。
第二條 中華人民共和國堅持獨立自主的和平外交政策，堅持互相尊重主權和領土完整、互不侵犯、互不干涉內政、平等互利、和平共處的五項原則，維護以聯合國為核心的國際體系和以國際法為基礎的國際秩序，發展同世界各國的友好合作，推動構建人類命運共同體。	第 2 條 中華人民共和國は獨立自主的平和外交政策を堅持し、主權と領土保全の相互尊重、相互非侵略、内政不干涉、平等互惠、平和共存の 5 原則を堅持し、国連を核とする国際システムと国際法に基づく国際秩序を維持し、世界各国との友好協力を発展させ、人類運命共同体の構築を推進する。
第三條 中華人民共和國反對霸權主義和強權政治，反對任何國家以任何借口、任何方式干涉中國內政。 外國國家違反國際法和國際關係基本準則，以各種借口或者依據其本國法律對我國進行遏制、打壓，對我國公民、組織採取歧視性限制措施，干涉我國內政的，我國有權採取相應反制措施。	第 3 條 中華人民共和國は霸權主義と強權政治に反対し、いかなる国家ものいかなる口実、いかなる方式で中国の内政に干渉することに反対する。 外国の国家は国際法と国際関係の基本規範に違反し、各種の口実、或いは自国の法律に基づき我が国を抑制、弾圧し、我が国の公民、組織に対して差別的制限措置を採り、我が国の内政に干渉する場合、我が国は相応の対抗措置を取る権利がある。
第四條 國務院有關部門可以決定將直接或者間接參與制定、決定、實施本法第三條規定的歧視性限制措施的個人、組織列入反制清單。	第 4 條 國務院關係部門は本法第 3 條に規定する差別的制限措置の制定、決定、実施に参加した個人、組織を対抗リストに組入れることを決定することができる。
第五條 除根據本法第四條規定列入反制清單的個人、組織以外，國務院有關部門還可以決定對下列個人、組織採取反制措施： （一）列入反制清單個人的配偶和直系親屬； （二）列入反制清單組織的高級管理人員或者實際控制人； （三）由列入反制清單個人擔任高級管理人員的組織； （四）由列入反制清單個人和組織實際控制或者參與設立、運營的組織。	第 5 條 本法第 4 條の規定に基づき対抗リストに組入れられた個人、組織を除き、國務院關係部門は下記の個人、組織に対して反体措置を採ることを決定することができる： （1）対抗リストに組入れられた個人の配偶者と直系親族； （2）対抗リストに組入れられた高級管理者或いは實際支配者； （3）対抗リストに組入れられた個人が高級管理者である組織； （4）対抗リストに組入れられた個人と組織が實際に支配する、或いは設立、運営に参加する組織。
第六條 國務院有關部門可以按照各自職責和任務分工，對本法第四條、第五條規定的個人、	第 6 條 國務院の關係部門はそれぞれの職責と任務により分業し、本法第 4 條、第 5 條に規定する個人、組織に対し

组织,根据实际情况决定采取下列一种或者几种措施: (一)不予签发签证、不准入境、注销签证或者驱逐出境; (二)查封、扣押、冻结在我国境内的动产、不动产和其他各类财产; (三)禁止或者限制我国境内的组织、个人与其进行有关交易、合作等活动; (四)其他必要措施。	て、実際の状況に基づき以下に掲げる1つ或いは複数の措置を採ることができる: (1)ビザ発給停止、入国禁止、ビザ取消或いは国外追放; (2)国内の動産、不動産及びその他各種財産の差止、差押、凍結; (3)国内の組織、個人との関連取引、協力などの活動の禁止或いは制限; (4)その他の必要な措置。
第七条 国务院有关部门依据本法第四条至第六条规定作出的决定为最终决定。	第 7 条 國務院の關係部門が本法第 4 条から第 6 条までの規定に基づき下した決定は最終決定である。
第八条 采取反制措施所依据的情形发生变化的,国务院有关部门可以暂停、变更或者取消有关反制措施。	第 8 条 對抗措置を採る根拠となる状況に変化が生じた場合、國務院の関連部門は對抗措置の一時停止、変更或いは取消すことができる。
第九条 反制清单和反制措施的确定、暂停、变更或者取消,由外交部或者国务院其他有关部门发布命令予以公布。	第 9 条 對抗リストと對抗措置の確定、一時停止、変更或いは取消は、外交部或いは國務院のその他の關係部門が命じこれを公布する。
第十条 国家设立反外国制裁工作协调机制,负责统筹协调相关工作。 国务院有关部门应当加强协同配合和信息共享,按照各自职责和任务分工确定和实施有关反制措施。	第 10 条 国は反外国制裁業務の協調機構を設立し、関連業務の調整を統括する。 國務院の關係部門は協働連携と情報共有を強化し、それぞれの職責と任務に基づき分担し関連する對抗措置を決定し、実施しなければならない。
第十一条 我国境内的组织和个人应当执行国务院有关部门采取的反制措施。 对违反前款规定的组织和个人,国务院有关部门依法予以处理,限制或者禁止其从事相关活动。	第 11 条 国内の組織及び個人は國務院の関連部門が採る對抗措置を実行しなければならない。 前項の規定に違反する組織と個人に対して、國務院の関連部門は法によりこれを処理し、その関連活動に従事することを制限或いは禁止する。
第十二条 任何组织和个人均不得执行或者协助执行外国国家对我国公民、组织采取的歧视性限制措施。 组织和个人违反前款规定,侵害我国公民、组织合法权益的,我国公民、组织可以依法向人民法院提起诉讼,要求其停止侵害、赔偿损失。	第 12 条 いかなる組織も個人も外国の国家が我が国の公民、組織に対して採る差別的制限措置の執行或いは執行に協力してはならない。 組織と個人が前項の規定に違反し、我が国の公民、組織の合法的な權益を侵害した場合、我が国の公民、組織は法により人民法院に訴訟を提起し、その侵害、損害賠償を要求することができる。
第十三条 对于危害我国主权、安全、发展利益的行为,除本法规定外,有关法律、行政法规、部门规章可以规定采取其他必要的反制措施。	第 13 条 我が国の主権、安全、発展利益に危害を与える行為に対して、本法の規定を除き、関連法律、行政法規、部門規則でその他必要な對抗措置を採ることができる。
第十四条 任何组织和个人不执行、不配合实施	第 14 条 いかなる組織と個人が對抗措置を実行しない、協

反制措施的，依法追究法律責任。	力しない場合、法により法律責任を追及する。
第十五条 对于外国国家、组织或者个人实施、协助、支持危害我国主权、安全、发展利益的行为，需要采取必要反制措施的，参照本法有关规定执行。	第 15 条 外国の国家、組織或いは個人による我が国の主権、安全、発展利益に危害を及ぼす行為を実施、協力、支援に対して、必要な反制措置をとる必要がある場合、本法の関連規定を参照して執行する。
第十六条 本法自公布之日起施行。	第 16 条 本法は公布の日から施行する。